

施設型給付を受ける幼稚園の利用定員について

『子ども・子育て支援法』

(特定教育・保育施設の確認)

第三十一条 **第二十七条第一項の確認は、**内閣府令で定めるところにより、教育・保育施設の設置者（国（国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第二条第一項に規定する国立大学法人を含む。附則第七条において同じ。）を除き、法人に限る。以下同じ。）の申請により、次の各号に掲げる教育・保育施設の区分に応じ、**当該各号に定める小学校就学前子どもの区分ごとの利用定員を定めて、市町村長が行う。**

- 一 認定こども園 第十九条第一項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分
- 二 幼稚園 第十九条第一項第一号に掲げる小学校就学前子どもの区分
- 三 保育所 第十九条第一項第二号に掲げる小学校就学前子どもの区分及び同項第三号に掲げる小学校就学前子どもの区分

2 市町村長は、前項の規定により特定教育・保育施設の利用定員を定めようとするときは、あらかじめ、第七十七条第一項の審議会その他の合議制の機関を設置している場合にあってはその意見を、その他の場合にあっては子どもの保護者その他子ども・子育て支援に係る当事者の意見を聴かなければならない。

寒川さくら幼稚園の認可定員

	認可定員	在園児童数 (全体)	在園児童数 (寒川在住)	割 合 (全体に対して)
平成27年度	105人	120人	114人	114.3%
平成28年度	105人	143人	130人	136.2%
平成29年度	105人	188人	167人	179.0%
平成30年度	180人	—	—	—

※認可定員を180人とした場合、216人になると120%となる。